

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：えりも町津波ハザードマップ)

北海道が行った想定地震津波より、本町に被害を及ぼすことが想定される地震津波は、十勝沖・釧路沖の地震、三陸沖北部の地震、500年間隔地震としている。太平洋沿岸については、東日本大震災を踏まえ、平成24年度に津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行っている。

えりも町津波ハザードマップによると、太平洋沿岸における津波浸水予測は、発生すれば甚大な被害をもたらす津波とされている。この津波は、当町の沿岸にも押し寄せると予想され、津波の高さは最大で29.8mにも及び、第1波津波到達時間は早い地区では、24分程度で到達するとされている。

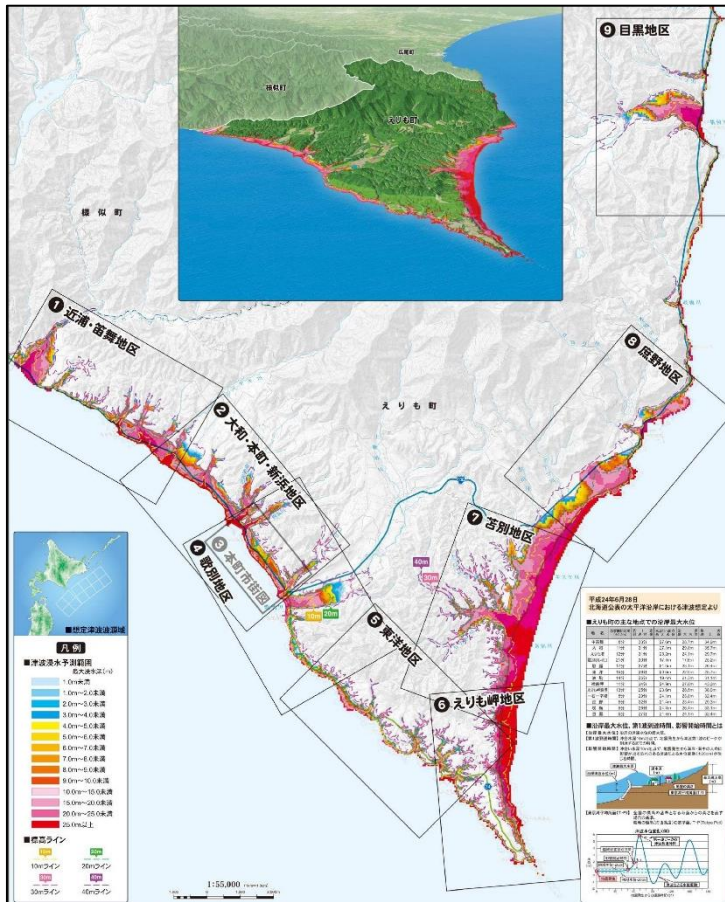
日高振興局管内で発生する津波は、岬などの地形に集中する特性があるため、えりも岬東側では、沿岸の最大水位が30m以上、百人浜では全域が浸水範囲となる。

また、えりも岬西側においても、えりも町内沿岸の最大水位が20～30m程度となるため、対策が必要である。

本町における津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高は次のとおりである。

想定地震 地名・項目	太平洋沿岸における最大クラスの津波の想定			
	影響開始時間 (分)	第1波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)	小規模事業者数
中笛舞	8	33	34.9	1
大和	11	31	35.7	47
えりも港	12	31	29.7	0
歌別川河口	21	30	25.2	6
歌露	17	27	26.4	0
東洋	15	26	25.7	3
油駒	14	25	31.1	0
襟裳岬	11	24	43.3	25
えりも岬漁港	13	25	38.0	0
一石一字塔	5	29	32.4	0
庶野	5	32	29.3	21
咲梅	6	26	33.1	0
目黒	6	27	33.4	2

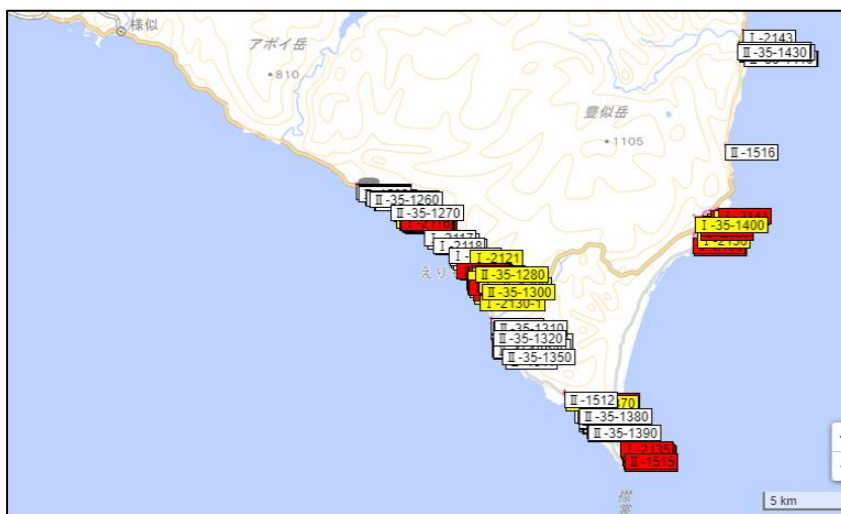
(出典：えりも町地域防災計画)



(出典：えりも町津波ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、当町の所在地では、えりも岬・庶野・大和・新浜・本町、沢町、東洋、函舞の区域が土石流や急傾斜地による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されているが、製造業をはじめとした小規模事業者が 199 者あり、対策が必要とされている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部)

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の8つの海溝型地震と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての8つの断層帯を道内で想定される地震としている。

これらの中で、当町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、中央防災会議で公表されている海溝型地震の「十勝沖・釧路沖の地震」(震度6強想定)、及び地震調査研究推進本部で公表されている内陸の活断層で発生する地震「十勝平野断層帯主部」(震度5弱～6強想定)、その他「全国どこでも起こりうる直下の地震」(震度6強)を想定し、地震被害を予測している。

地震調査研究推進本部によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる十勝沖地震の発生確率が9%以下、十勝平野断層帯主部の地震の発生確率は0.1～0.2%となっているが、2013年の十勝沖地震では震度4の地震が1回、2018年の胆振東部地震では震度2の地震が1回発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

なお、本町においては、十勝沖・釧路沖の地震、三陸沖北部の地震、500年間隔(M8.0以上)による津波被害も予測されるため、津波による被害についても想定し対策する必要がある。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

【日高・十勝地域および周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震】

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
海溝型地震			
十勝沖		8.0～8.6程度	9%
根室沖		7.8～8.5程度	80%程度
内陸の活断層で発生する地震			
十勝平野断層帯	主部	8.0程度	0.1%～0.2%
	光地園断層	7.2程度	0.1%～0.4%

(出典：地震調査研究推進本部)

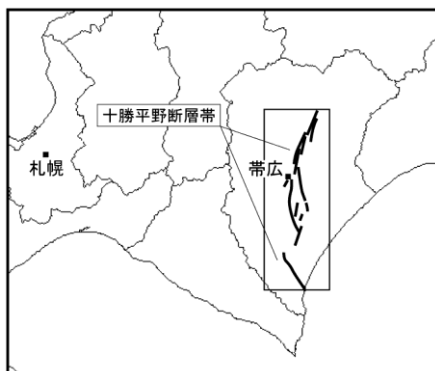
【地震の規模及び各地区の予想震度】

本町における地震の規模及び各地区の予想震度は次のとおりとなっている。

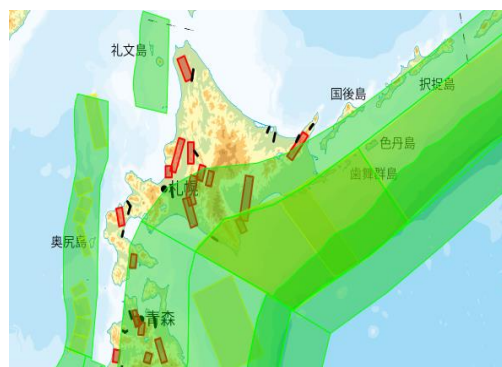
地震のタイプ 規模・震度	十勝沖・釧路沖 の地震	十勝平野断層帯 主部	全国どこでも起こ りうる直下の地震	小規模 事業者数
地震規模	マグニチュード 8.2	マグニチュード 8.0	マグニチュード 6.9	
震度	震度6強	震度5強～6弱	震度6強	
近浦地区	6.18	5.29	6.13	1
笛舞地区	6.17	5.23	6.09	1
大和地区	6.19	5.22	6.08	47
本町地区	6.19	5.20	6.08	77

新浜地区	6.28	5.25	6.17	25
歌別地区	6.28	5.25	6.17	6
東洋地区	6.17	5.02	6.01	3
えりも岬地区	6.44	5.35	6.28	25
庶野地区	6.44	5.37	6.28	21
目黒地区	6.35	5.57	6.25	2

(出典：えりも町地域防災計画)



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

本町の災害の発生は「暴風雨雪」(低気圧、台風等)によるものが多いが、沿岸地帯のため「津波高潮」の災害発生の場合には、大きな被害を受けている。

特に平成23年の東日本大震災による太平洋沿岸における津波では多大な被害を及ぼした。建物被害は40棟以上にのぼり、道路の決壊や漁港損壊など、漁業・水産業の被害も莫大となった。

なお、当町の気候環境は、地形が太平洋に大きく突き出しているため、夏は海洋性気候で涼しく、冬は北西の季節風が強い。しかし、降雪は極めて少なく、気温は零下10℃を降下することは稀である。6月から8月にかけては、襟裳岬を中心に海霧が発生する日が多く、日照時間が少ない。

《過去における主な災害記録(暴風雨・津波・地震)》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	その他の被害	被害総額
S54.10.19 ~20	風害	大風20号による暴風雨 降雨量217mm 最大風速28m	全壊1戸 半壊5戸	漁船全壊18隻、林業施設1件 福祉施設2件、商工施設3件 他	-
H15.9.26	地震、津波	十勝沖地震	住宅一部損壊2戸 床下浸水1戸	軽傷2人、漁船破損4隻、共同利用施設破損2ヶ所、漁具被害4件 下水道1ヶ所 他	25,170千円
H21.10.8 ~9	風害	台風15号による風害 最大風速39	一部61戸 半壊10戸	営農施設10ヶ所、畜産被害7件 その他農業被害1件、水産共同利用施設6ヶ所。その他水産施設5ヶ所 他	-
H23.3.11	津波	東日本大震災による太平洋沿岸における津波	全壊6戸 半壊3戸 一部損壊1戸 床上浸水23戸 床下浸水15戸	道路損壊3ヶ所、港湾損壊3ヶ所、漁港損壊9ヶ所、下水道1ヶ所、漁船沈没流出19隻、漁船破損116隻 水産共同利用施設73ヶ所、その他施設124ヶ所 他	791,002千円

H23. 9. 22	風害	台風 15 号による風害 最大風速 32m	一部 29 戸 全壊 1 戸	営農施設 10 ヶ所、畜産被害 7 件、 その他農業被害 1 件、崖崩れ 1 ヶ 所、漁船破損 6 隻、病院 2 ヶ所、 一般廃棄物処理 2 ヶ所、小学校 6 件、高校 3 件他	-
------------	----	--------------------------	-------------------	---	---

(出典：えりも町地域防災計画 一部加工)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 237 人 (独自データ)
- ・ 小規模事業者数 204 人 (H26 経済センサス)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	34	30	町内に広く分散
	製 造 業	14	12	〃
	卸 売 業	1	1	市街地に集中
	小 売 業	42	41	町内に広く分散
	飲 食 業	27	27	市街地に集中
	サービス業・その他	119	93	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
えりも町防災会議条例	S27. 12	H25. 3 改訂
えりも町地域防災計画	H26. 11	
防災訓練の実施	R1. 10	各小学校、地域住民参加
防災セミナーの実施	R1. 10	えりも高校 避難所運営ゲームの実施
津波ハザードマップの配布	H25. 4	町民に津波ハザードマップを配布
防災備品の備蓄	-	スコップ (角 41 本、剣先 44 本)、ツルハシ (27 本)、土嚢袋 (2, 161 枚)、毛布 (2, 530 枚) 等
新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定	H26. 11	

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
リスクマネジメント資料配布	H30. 6	チラシ配布 180 部
事業継続計画について周知	H30. 7	チラシ配布 180 部
事業継続計画セミナー開催	H30. 7	15 名参加
損害保険への加入促進	H30. 7	チラシ配布 180 部
防災対策について対応	H31. 4	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りが整備されていない。
- ・リスクファイナンス対策としての保険の必要性を十分に周知させていない。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
建 設 業	34	30	3	3	3	3	3
製 造 業	14	12	3	3	3	3	0
卸 売 業	1	1	0	0	0	0	1
小 売 業	42	41	1	1	1	1	1
飲 食 業	27	27	1	1	1	1	1
サービス業・その他	119	93	1	1	1	1	4
合 計	237	204	9	9	9	9	10

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、本計画においては地震の予想震度6.4以上の地域並びに地震による津波の最上遡上高4.0m以上が設定されている地域4.6者の小規模事業者を優先し策定するよう設定した。

※2期目においては、地震の予想震度6.3以上～6.4未満の地域並びに地震による津波の最上遡上高3.0m以上～4.0m未満が設定されている地域の小規模事業者を優先に策定するよう設定していく。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

えりも町	えりも町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	34	30	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
製造業	14	12	3	3	3	3	0	3	3	3	3	0
卸売業	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
小売業	42	41	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業	27	27	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	119	97	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
合計	237	204	9	9	9	9	10	9	9	9	9	10

- ・町、商工会並びに、えりも漁協等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に関覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	えりも町企画課防災係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町企画課防災係と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・えりも町災害対策本部の方針に従い、当町企画課防災係及び産業振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を

感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・ 配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・ 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 予想されない重大な災害が発生したとき ・ 気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・ 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・ 町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・ 本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

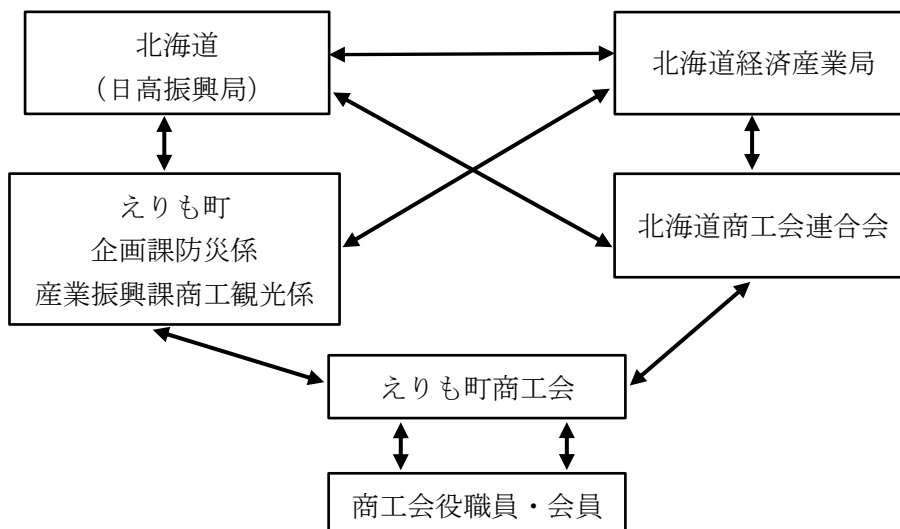
- ・ えりも町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する当会体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、日高振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

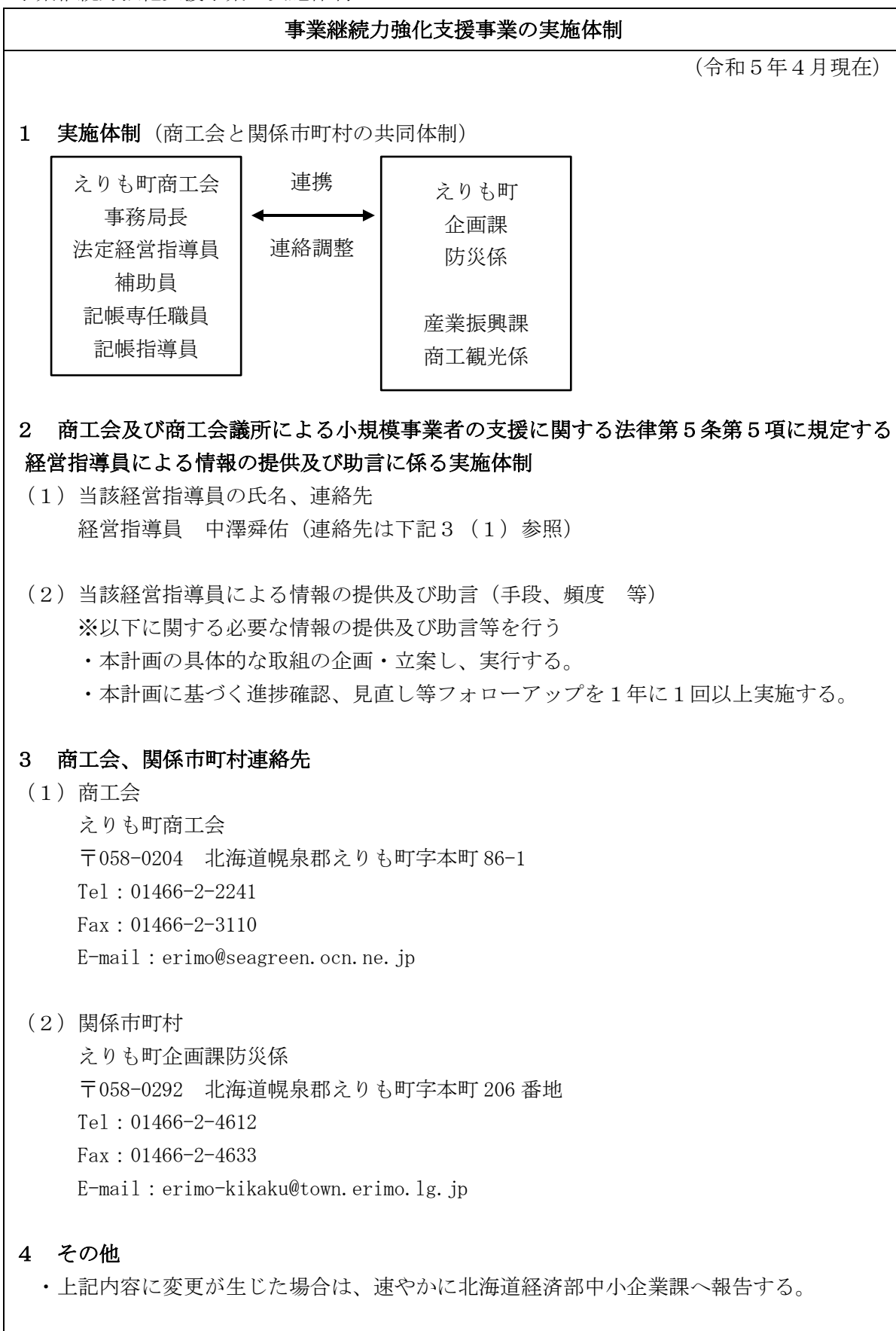
- ・えりも町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、えりも町・えりも町商工会のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	40	40	40	40	40
・ セミナー開催費	55	55	55	55	55
・ パンフ、チラシ作成費	35	35	35	35	35
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、えりも町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。